

県吏員職員退隠料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五号

県吏員職員退隠料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

県吏員職員退隠料条例の一部を改正する条例（平成二十八年三月奈良県条例第四十八号）の施行期日は、平成二十八年六月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。